# 一般競争入札（条件付）公告共通事項（総合評価落札方式）

1　入札に参加できる者に必要な資格

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する者でないこと。

(2)　岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領（平成９年岡山県告示第258号。以下「審査要領」という。）第７条の規定により入札参加資格を有すると認められる者であること。

(3)　入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、岡山県知事から岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成13年岡山県告示第404号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

(4)　入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年２月１日施行）に基づく指名除外（以下「指名除外」という。）を受けていないこと。

(5)　入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第３項又は第５項の規定による岡山県内における営業の停止命令（業種は問わない。以下「営業停止命令」という。）を受けていないこと。

(6)　入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、受審した経営事項審査が有効であること。

(7)　入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(8)　入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、次に掲げる義務を履行していない者（当該義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

(9)　本件入札に係る参加資格の確認の申請（以下「入札参加資格確認申請」という。）を行う時点までに、電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、同システムの利用者登録が完了していること（利用者登録手続は、岡山県電子入札共同利用システムポータルサイト（https://www.e-okayama.t-elbs.jp/）で行うことができる。）。

2　入札参加資格確認申請書等

(1)　入札参加資格確認申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）は、次のとおりとする。

①　一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第１号）

②　関係書類

・施工実績調書（別記様式１）

・配置予定技術者調書（別記様式２）

・資格確認書（様式第１－１号）

(2)　技術資料及び関係書類（以下この公告及び別添一般競争入札（条件付）公告（以下「別添公告」という。）において「技術資料等」という。）は、次のとおりとする。

①　技術資料

次に掲げる書類のうち、該当する提出様式

ア　標準型、簡易型及び特別簡易型（様式第７号）

イ　特別簡易拡大型（チャレンジ型）（様式第７－１号）

②　関係書類

ア　標準型、簡易型及び特別簡易型の場合

次に掲げる書類のうち、別添公告４(1)の表に掲げる提出様式

・施工実績調書（別記様式１－２）

・岡山県優良建設工事表彰受賞に関する調書（別記様式１－３）

・配置予定技術者調書（別記様式２－２）

・学習の実績に関する調書（別記様式２－３）

・ISO9001に関する調書（別記様式３－１）

・防災協定の締結に関する調書（別記様式３－２）

・近隣地域での施工実績調書（別記様式３－３）
・ISO14001に関する調書（別記様式３－４）
・障害者の雇用に関する調書（別記様式３－５）
・若手技術者又は女性技術者の雇用に関する調書（別記様式３－６）
・週休２日工事の実績調書（別記様式３－７）
・ＩＣＴ活用工事の実績調書（別記様式３－８）
・自社工場等の所在地に関する調書（別記様式３－９）
・品質管理に係る技術的所見（別記様式４－１）
・施工に関する課題に係る技術的所見（別記様式４－２）
・現場の条件への対応（別記様式４－３）
・施工計画の実施手順の妥当性・工期設定の適切性（別記様式４－４）
・工程の短縮（別記様式４－５）

イ　特別簡易拡大型（チャレンジ型）の場合

次に掲げる書類のうち、別添公告４(1)の表に掲げる提出様式
・配置予定技術者調書（別記様式２－２）
・防災協定の締結に関する調書（別記様式３－２）
・近隣地域での施工実績調書（別記様式３－10）
・道路除雪作業委託の実績調書（別記様式３－11）
・若手技術者又は若手従業員の雇用に関する調書（別記様式３－12）
・建設機械の保有状況に関する調書（別記様式３－13）
・応急対応の実績調書（別記様式３－14）
・週休２日工事の実績調書（別記様式３－７）
・ＩＣＴ活用工事の実績調書（別記様式３－８）

(3)　申請書等の提出方法は、次のとおりとする。

①　申請書等のうち、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第１号）、施工実績調書（別記様式１）及び配置予定技術者調書（別記様式２）は、電子入札システムにより提出すること（電子申請）。

②　申請書等のうち資格確認書（様式第１－１号）及び別添公告２の７及び８の条件を満たすことを証明する書類（別添公告において「資格確認書類」という。）並びに技術資料等は、持参又は郵送若しくは信書便（郵送又は信書便による場合は、書留郵便その他の送付物が相手側に到着したこと及びその時間が確認できる方法に限る。）により別添公告で示す契約担当者に提出すること。

(4)　自己採点表（様式第11号）は、電子入札システムにより、入札と同時に提出すること。なお、自己採点表の提出がない者については、岡山県建設工事総合評価落札方式要領（平成19年６月１日施行。以下「総合評価要領」という。）に定める加算点を与えない。

３　配置予定技術者の取扱い

(1)　配置技術者の専任が必要とされる工事（以下「専任工事」という。）では、入札参加資格確認申請を行う時点において他の工事に監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という（監理技術者補佐を配置する場合にあっては、監理技術者補佐を含む。以下３において同じ。）。）として従事している技術者は、従事中の工事に係る工期の終期が本件工事に係る請負契約の締結日（本件工事が議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡山県条例第２号）第２条の規定により議会の議決を経なければならない契約に係る工事（以下「議会案件工事」という。）である場合においては岡山県議会の議決日とし、岡山県余裕期間設定工事試行要領（平成29年４月１日施行）の適用を受ける余裕期間設定工事である場合においては工事開始期限日とする。以下同じ。）の前日以前である場合又は従事中の工事に係る完成を確認するための検査が本件工事に係る請負契約の締結日の前日までに行われることが明らかである場合を除き、配置予定技術者とすることはできない。ただし、法第26条第３項第１号に規定する要件を満たす場合（本件工事に同号に規定する主任技術者又は監理技術者の配置を認めない場合を除く。）又は橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間が明確に区分できる工事の入札については、この限りでない。

(2)　入札参加資格確認申請を行う時点において他の工事（専任工事に限る。）に監理技術者等として従事している技術者は、従事中の工事に係る工期の終期が本件工事に係る請負契約の締結日の前日以前である場合

又は従事中の工事に係る完成を確認するための検査が本件工事に係る請負契約の締結日の前日までに行われることが明らかである場合を除き、配置予定技術者とすることはできない。ただし、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間が明確に区分できるものの入札については、この限りでない。

(3)　(1)及び(2)の規定にかかわらず、入札参加資格確認申請を行う時点において他の工事（専任工事に限り、１件までとする。）に主任技術者又は監理技術者として従事している技術者は、法第26条第３項第１号に規定する要件を満たす場合又は本件工事に係る請負契約の締結日の前日までに当該他の工事に専任の監理技術者補佐を配置し、かつ、本件工事に専任の監理技術者補佐を配置する場合に限り、本件工事の配置予定技術者とすることができる。ただし、本件工事に法第26条第３項第１号に規定する主任技術者若しくは監理技術者又は特例監理技術者の配置を認めないときは、この限りでない。

(4)　入札参加資格確認申請を行う時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の技術者（３名まで（特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合にあっては、それぞれ３名まで））を配置予定の技術者として入札参加資格確認申請を行うことができる。この場合において、落札者となった者は、本件工事に配置予定技術者として申請した複数の技術者の中から本件工事に配置する技術者を本件工事に係る請負契約の締結時までに特定すること。

(5)　専任工事を含む複数の工事に同一の技術者を配置予定技術者として入札参加資格確認申請を行った場合（(3)の場合及び(4)（橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作と現場施工において異なる監理技術者等を各１名配置することにより複数の技術者配置となる場合を除く。）の場合を除く。）において、専任工事について先に落札決定があった場合は、同一の技術者で入札参加資格確認申請を行った他の入札（岡山県が行ったものに限る。）は、無効とする。また、配置技術者の専任が必要とされない工事（以下「非専任工事」という。）について先に落札決定があった場合は、同一の技術者で入札参加資格確認申請を行った他の入札のうち専任工事の入札（岡山県が行ったものに限る。）は、無効とする。なお、これらの場合においては、落札決定があった工事以外の工事に係る入札（非専任工事で先に落札決定があった場合における当該非専任工事以外の非専任工事の入札を除く。）について、直ちに取下書を提出すること（電子入札システムによる取下げ又は辞退を含む。）。ただし、既に入札を行っている場合には、直ちに該当機関へ連絡をすること。

(6)　本件工事に係る落札者の決定日以降に、配置を予定していた技術者を配置することができなくなった場合は、落札者となった者を指名停止することがある。

(7)　専任工事では、法第７条第２号又は第15条第２号の規定により法第３条第１項に規定する営業所に専任で配置している営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）を、配置予定技術者とすることはできない。ただし、本件工事の請負代金の額（消費税額及び地方消費税の額を含む。）が１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であって、その他法第26条の５第１項から第３項までに規定する条件を全て満たす場合（本件工事に法第26条第３項第１号に規定する主任技術者又は監理技術者の配置を認めない場合を除く。）は、この限りでない。

(8)　本件工事が岡山県余裕期間設定工事試行要領の適用を受ける余裕期間設定工事である場合は、工事開始日の前日までの間においては、監理技術者等を配置することを要しない。

4　入札参加資格の確認

(1)　入札の執行前に行う基本的な入札参加資格の確認

申請書等のうち２(3)①に掲げる書類を別添公告で定める期限までに提出した全ての者について、次に掲げる基本的な入札参加資格を入札の執行前に確認する。

①　岡山県建設工事請負契約入札参加資格（本件入札に係る業種に限る。）の有無

②　指名停止、指名除外又は営業停止命令の有無

③　業者格付（審査要領第６条第１項の規定による格付をいう。）

基本的な入札参加資格の確認は、①から③までの番号順に行い、入札参加資格がないと認められた時点で確認を終了し不適格とする。この場合において、その他の事項については、確認を行わない。

なお、入札参加資格の確認は、(2)に規定する入札の執行後に行う入札参加資格の確認をもって確定するものとする。

(2)　入札の執行後に行う入札参加資格の確認

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で入札があった場合、落札決定を保留し、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、総合評価要領に定める評価値が最も高い者（総合評価要領に定める簡

易型により入札を行う案件については、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者）について、この公告及び別添公告に基づく全ての入札参加資格の確認を行う。

なお、岡山県建設工事総合評価落札方式＜拡大分＞試行要領（平成23年４月１日施行。以下「試行要領」という。）に定める失格基準価格を設定した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格での入札があったときは、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、失格基準価格以上の価格で入札した者のうち、総合評価要領に定める評価値が最も高い者について、同様の確認を行う。

入札参加資格の確認は、１(1)から(9)まで、３(1)から(4)まで及び(7)並びに７(4)、(5)及び(7)並びに別添公告の２の１から９までの番号順に行い、入札参加資格がないと認められた時点で確認を終了し不適格とする。この場合において、その他の事項については、確認を行わない。

５　設計図書等に関する質問及び回答

(1)　設計図書等に関する質問は、書面（設計図書等に対する質問・回答書（様式第２号）によること。）又は電子入札システムにより受け付けるものとし、提出の方法及び期限並びに提出先は、別添公告で定めるところによる。

(2)　(1)の質問に対しては、別添公告で定めるところにより回答する。

６　入札前における入札参加資格確認の結果通知

４(1)の入札参加資格の確認の結果については、電子入札システムにより入札受付開始日時までに通知する。

７　入札の執行

(1)　入札及び開札は、電子入札システムにより行う。

(2)　入札の執行回数は、２回までとする。

(3)　落札者にあっては、入札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を入札書に入力するものとする。

(4)　入札者は、入札価格の内訳を記載した書類（以下「入札価格の内訳書」という。）及び自己採点表（様式第11号）を、入札書と同時に電子入札システムにより提出する（最初の入札に限る。）とともに、簡易型、特別簡易型及び特別簡易拡大型（チャレンジ型）の場合には電子くじ用のくじ番号を入力するものとする。なお、入札価格の内訳書の金額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札価格が一致しない場合は、失格とする。

(5)　試行要領に定める失格基準価格を設定した場合において、入札価格が失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格とする。

(6)　落札者がいない場合（低入札価格調査を実施した結果、落札者が決まらなかった場合を含む。）は、入札不調とする。

(7)　岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領（平成19年６月１日施行）に定める調査基準価格を設定した場合において、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、(4)により提出された入札価格の内訳書又は２回目の入札後に提出された入札価格の内訳書を用い、同要領による調査を行うものとする。２回目の入札に際しては、あらかじめ入札価格の内訳書を作成しておくこととし、契約担当者から入札価格の内訳書の提出の指示があった場合には、指定の時刻までに指定の方法により提出するものとする。指定の時刻までに指定の方法により提出がない場合は、失格とする。また、提出された入札価格の内訳書の金額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。

８　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札の決定を取り消す。

(1)　この公告及び別添公告で示した入札参加資格のない者のした入札

(2)　申請書等及び技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札

(3)　技術資料等を提出しない者（契約担当者が技術資料等の提出を求めない者を除く。）のした入札

(4)　この公告及び別添公告において示した条件に違反した入札

(5)　岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第８号）第140条各号に掲げる入札
(6)　電子入札システムにより提出された入札書に添付した電子証明書が提出から開札までの間に効力を失った者のした入札

9　総合評価一般競争入札（条件付）方式に関する事項
(1)　技術資料に関する評価項目は、次のとおりとする。
①　企業の施工実績
②　配置予定技術者の能力
③　企業の体制・地域貢献・担い手確保
④　施工計画（簡易型に限る。）
(2)　技術資料の内容、総合評価（チャレンジ型、特別簡易型又は簡易型）一般競争入札（条件付）の方法及び実施手続については、別添公告で示す。

10　無資格者への理由説明
(1)　入札の執行後に行う入札参加資格の確認において、資格がないと認められた者は、契約担当者に対し、その理由について、別添公告で定めるところにより説明を求めることができる。
(2)　(1)の説明要求に対しては、別添公告で定めるところにより回答する。

11　落札者とならなかった者への理由説明
(1)　落札者とならなかった者は、契約担当者に対して落札者とならなかった理由について、別添公告で定めるところにより説明を求めることができる。
(2)　(1)の説明要求に対しては、別添公告で定めるところにより回答する。

12　入札保証金
岡山県財務規則第133条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

13　契約保証金
契約金額の100分の10以上とする。ただし、利付国債の提供又は岡山県が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

14　支払条件
(1)　前金払　　あり（契約金額の40％以内の額（債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の40％以内の額）とする。）
(2)　中間前金払　あり（契約金額の20％以内の額（債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の20％以内の額）とする。）
(3)　部分払　　あり
請負金額に応じて支払可能回数が異なるので、県のホームページで確認すること。
https://www.pref.okayama.jp/page/269402.html
※(2)及び(3)については、いずれか一方のみを選択できるものとする。

15　その他
(1)　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2)　申請書等又は技術資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。
(3)　落札者は、病休、死亡、退職等特別な理由がある場合以外は、配置予定技術者調書（別記様式２）に記載した配置予定の技術者を本件工事の現場に配置しなければならない。
(4)　落札者は、落札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を本件工事の現場代理人として配置しなければならない。なお、営業所の専任技術者は、本件工事の現場代理人になることができない。
(5)　この公告において、「主任技術者」とは法第26条第１項に規定する者を、「監理技術者」とは同条第２項に規定する者を、「監理技術者補佐」とは同条第３項第２号に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐

する者を、「特例監理技術者」とは同号に規定する監理技術者をいう。

(6)　この公告及び別添公告において、「契約担当者」とは、岡山県知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者をいう。

(7)　申請書等及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(8)　提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。

(9)　提出された技術資料等は、提出者の承諾を得ることなく技術審査以外の目的では使用しない。

(10) 提出された申請書等及び技術資料等は、返却しない。

(11) 提出期限後における申請書等又は技術資料等の差替え及び提出は、認めない。

(12) 落札者決定後に、技術資料等の評価の結果及び評価値等を公表する。

(13) 消費税及び地方消費税に関する法令が改正された場合には、その施行内容による。

(14) 本件工事の設計金額（消費税額及び地方消費税の額を含む。）が8,000万円以上の場合（契約担当者が契約事務の手続上電子契約による契約が適当でないと認める場合を除く。）は、電子契約により契約を締結することができる。この場合において、別添公告１中「本件入札による契約を締結した日」とあるのは、「発注者が別に定める日」とすることができる。